

令和 8 年度 事業計画

I 病虫害等防除推進事業

〈事業の内容〉

農作物に発生する病虫害や雑草の防除法に関する各種情報の提供、防除法に関する指導・助言、防除技術に関連する研修会の開催、農薬適正使用の啓発等を通じ、安全で安心な県産農産物の安定生産に資する事業である。事業費は会費と県補助金による。

1. 防除相談・指導業務

農家、農業団体等の現場指導者から持ち込まれる病虫害等の診断・同定及び防除法に関する相談について、当協会の事務局職員が指導・助言する。

2. 農薬危害防止啓発業務

農薬の正しい知識と適正な使用についてのチラシを作成して農家や一般県民に配布し、農薬の危害防止を啓発する。

3. 研修会開催業務

病虫害や雑草の防除に関する新知見等について、専門家を講師とする「植物防疫指導者研修会」を開催する。研修会の開催案内は当協会のホームページにも掲載し、多くの参加をよびかける。参加費は無料とする。

4. 広報業務

病虫害等の防除に関する各種情報や当協会の主要行事等を紹介する会報「植防いしかわ」を発刊し、会員、行政機関、農業団体等に配付すると共に、当協会のホームページに掲載して一般県民に広く情報提供する。

5. 無人ヘリコプター防除推進業務

無人ヘリコプターによる病虫害防除が安全かつ適正に実施されるよう石川県農業用無人ヘリ

コプター運営協議会と連携して、現地巡回やオペレーター及びナビゲーターに対する安全講習会を通じて、実施主体に対する安全対策の周知徹底を図る。講習は無料とする。

Ⅱ 農薬試験事業

〈事業の内容〉

農薬による病虫害及び雑草の防除を安全かつ効率的に実施することを通じて県産農産物の安定生産・安定供給を図る目的のもと、防除効果の高い開発未登録農薬の検索と農薬登録に必要な圃場試験を実施する。また、新規に登録された農薬の現地適応性を検証する試験を実施する。いずれも事業費は農薬メーカーの負担とする。

1. 開発未登録農薬の実用性試験

開発途上にある未登録農薬の中から、農業の生産現場で優れた防除効果を発揮すると見込まれる有望農薬を検索するとともに、農林水産省の「農薬登録」に必要な薬効、薬害、作物残留に関する圃場試験を実施する。

この試験は、公益財団法人日本植物調節剤研究協会、一般社団法人日本植物防疫協会の斡旋のもと、全国各地で実施される仕組みとなっている。石川県に試験依頼のあった農薬は、県農林総合研究センター農業試験場の作物栽培担当者、病虫害担当者と当協会主任試験員が分担して諾否判断し試験を実施する。

2. 新規登録農薬の現地適応性試験

新規に登録された農薬の普及に当たって、薬害発生や効力不足など不測の事態を未然に防止することを主な目的として、当該農薬の現場普及に先立ち、県の普及指導員が県内各地で試験的に使用し、効果の程度や安定性、薬害発生の有無などを調査し、普及性について判断する。

当協会の賛助会員のみならず、協会ホームページを通じてすべての農薬メーカーに対して、新規登録農薬に係る本県での現地適応性試験の実施希望を照会し、実施申請のあった農薬について当協会試験委員会の審議を経て試験の諾否を決定する。試験は、県農林総合事務所と当協会（水稻除草剤のみ）が分担して実施する。